日野川流域の森や水に親しむ 活動を支援します!

日野川の源流と流域を守る会

「日野川の源流と流域を守る会」では、子どもたちや流域住民の方々がふるさと日野川の源流 と流域の自然環境に親しむ体験活動を通じて、恵まれた自然や豊かな生活文化を守り育むこと を目指して、日野川流域の森や水に親しみ学ぶ活動を支援します。

1 支援対象事業

日野川及びその流域で行われる森や水に親しみ学ぶ活動やイベント。

※親睦やレクリエーションだけではなく、森や水辺の自然やこれらに関わる歴史・文化などを学ぶことが主目的となっている活動であること。

2 支援対象

- (1) 団体・グループ:米子市、境港市、西伯郡又は日野郡に所在する小・中学校、PTA、会社、企業グループ、自治会、子ども会、公民館、ボランティアグループ、NPO団体など
- (2) 本会の会員
 - ・個人会員:概ね10人以上が参加する対象事業で会員の参加が全体の2分の1以上
 - ・法人会員:概ね10人以上が参加する対象事業

3 支援対象となる経費

講師謝金、講師旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、使用賃借料、保険料など

4 支援限度額

1団体当たり10万円(会員は15万円)

5 支援団体(会員)数

2団体(会員)

6 申請の方法

支援を希望する団体等は、下記の募集期限までに実施要領の内容を確認の上、申請書に活動計画書を添えて提出してください。

〈募集期限〉 令和4年6月30日(木)

7 実績報告と支援金の請求

交付決定を受けた団体は、事業完了後に実施要領に定める支援金交付請求書に活動実績報告書を添えて提出してください。

〈支援団体は以下のとおり新型コロナウイルス感染対策を実施してください〉

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大状況を見極め、実施については慎重に判断をお願いします。
- (2) 新型コロナウイルスの鳥取県内の感染状況等によっては、実施を取り止めていただく場合もあります。
- (3) 実施にあたっては、鳥取県が定めた地域イベントガイドラインを遵守するとともに必要に応じて、西部ワンストップセンター(0859-31-9637)に確認するなど感染防止対策を 徹底してください。



コロナ対策ガイドライン >>> https://www.pref.tottori.lg.jp/291731.htm (普段からのマスクの着用、検温、手指の消毒の徹底。参加者の当日の検温を実施。イベント実施中のフィジカルディスタンスを確保等)

- (4) あらかじめ、参加者及び連絡先を把握し、新型コロナウイルスの感染が疑われる者参加者が発生した場合は速やかにかかりつけ医又は受診相談センター(0120-567-492)に連絡し、対応してください。
- (5)以下の者の参加は不可とします。
 - ・発熱、咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・味覚障害・嗅覚障害・目の痛み・結 膜の充血・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・吐気・嘔吐の症状がある者。
 - ・現に新型コロナウイルス患者(無症状病原体保有者も含む)である者。
 - 濃厚接触者と判断され、保健所から一定期間の不要不急の外出を控えるよう要請されている場合。
 - その他、保健所から外出を控えたり体調に注意したりするよう依頼されている者。

【問い合わせ先】

〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局内 日野川の源流と流域を守る会 事務局(担当 八田・鈴木) 電話(0859)72-2080 ファクシミリ(0859)72-2072

E メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp